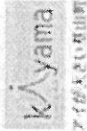


基山町定住サプライズプロジェクト～第1弾～

基山定住サフライズプロジェクト

第一編



子育て・若者世帯の住宅取得補助金

（附註）

- ✓ 墨山町に定住の歴史のある町外れ分子育で、吾妻吾妻。
 - ✓ 中学以下の子どもが居る世界又は、お前若しくはお親の語のいづれかが40歳に到着してい
ない世界で、墨山町内に新とこなる新世が導入された世界。そこ
- ※お前、お前にはお前が育ちたところから行く。

圖書集成

- ✓ 在途救助に2万円～10万円
- ✓ 町民生活救済 10万円
- ✓ 町民救済特別費 10万円

最大50万援助！！



金寶通華中圖書

（一）（五）

- ✓ 平成27年7月1日現在、新設申請日は同日の1年以内と定ま、
 - ✓ 申請者もしくは取組者の1名が40歳に達している。但し、
 - ✓ 市内の全額賃貸住宅に転入し、来年度に転居を予定していること。また
- ※ 転居先として、27年7月中旬までに、一戸建賃貸物件とします。

廣雅

- ✓ 月額1万円 (最大12ヵ月)

五輪時は11月と6月

月1万円補助！(最大12ヵ月)

8月1日受付開始!!

九州初！！

(一社)移住・住みかえ支援機構(JTI)

マイホーム借上げ制度

自治体窓口設置

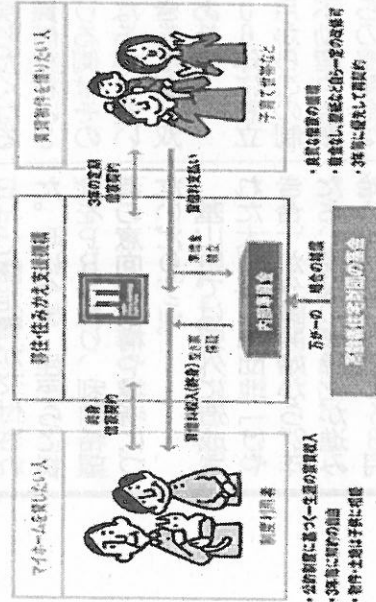
「J」の「マイホーム」建設には

マイホームを借り上げ、安定した賃料収入を保証します

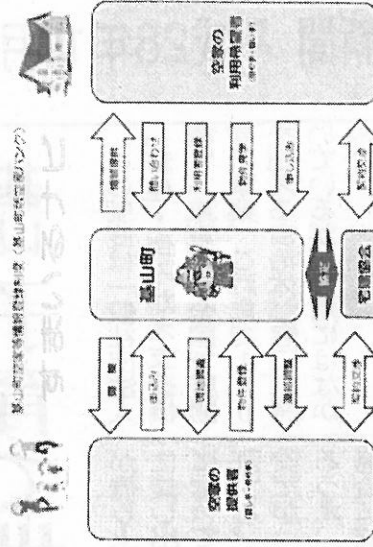
[illegible][illegible]

1. The first step is to identify the problem or question that needs to be answered. This involves understanding the context and the specific requirements of the task.

決定しに與つて入を保護する爲に。



佐賀県宅建協会と協定締結し、
空家バンクを開始♪



子育て支援
も、充実

[illegible]

子どもたちは群山の窟で遊ぶ。

中心部に移住望む高齢者の住宅

若者に賃貸町が窓口

基山町は九州の自治体で初めて、国が後押しする「マイホーム借り上げ制度」の窓口業務を始めた。町には造成から25年を超す郊外の住宅団地があり、町中心部への移住を望む高齢の住民が増えた。そうした人にマイホームを貸してもらい、福岡都市圏などの子育て世代が入居するといったケースを想定。町への定住を促す考えだ。

基山子育て世代 定住促す

この制度は一般社団法人「移住・住みかえ支援機構」(東京)が全国で展開する事業。これまで180を超える自治体が窓口を開いているが、九州にはなかった。

機構によると、50代以上のマイホームが対象。機構

が借り上げ、若年層を中心

に貸し出す。入居後に空室

になっても一定の賃料を保

証する。賃料は相場より割

安だが、安定収入が見込め

るうえ、家に戻りたくなる

場合に備え、賃借契約は3

年更新に。借りる側はその

分、不安定になるが、安い

家賃で生活できるなど、双

方に利便性がある。

機構は2006年に設立

され、同年10月からこの制

度を始めた。不動産や金融

関係の企業からの協賛金な

どで運営し、万一の場合は

国の予算で積み立てる債務

保証基金が使える仕組み。

9月末、町内で機構によ

る講習があり、町職員3人

と地元の実業家2社から

も2人ずつが受講。今月1

日付で認定書が交付され

た。町は今後、住民らに制

度をPRしたり、利用希望

者の意向を機構や業者につ

ないだりする。

基山町では郊外に造成さ

れた大規模住宅団地「けや

き台」が分譲開始から27年

たち、住民の高齢化が進み

始めている。町が2～3月

に住民1475世帯を対象

にアンケートを実施(回収

率56%)したところ、どこ

に住みたいかの質問(複数

回答)に対し「今の住宅」

が75%に対し、何らかの形

での「移住」を望む人も32

%にのぼった。

町内には他にも中心部か

らや離れた場所に、開発

から30年以上たった住宅団

地があり、同様の要望があ

るとみて近くアンケートを

実施する。

町ではこうした「町内移

住」の受け皿として、町中

心部にサービス付き高齢者

向け住宅の整備を民間に働

きかけている。一方、今回

のマイホーム借り上げ制度

を活用することで、郊外型

住宅に住む人の世代交代を

促し、町全体の人口増につ

なげたい考えだ。

町の担当者は「家を売る

ことに抵抗がある方もいる

が、貸すことで資産活用に

なる。子育て世代は機構が

保証した物件に安く入居で

きる。住宅の好循環を促し

たい」と話している。

町では町内外の相談に応

じる。問い合わせは町まち

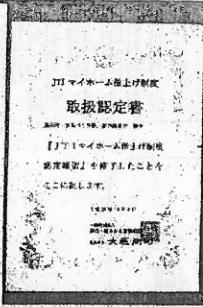
づくり課(0942・92・

7920)。(遠山武)

その他掲載内容

佐賀新聞 平成28年10月5日号掲載

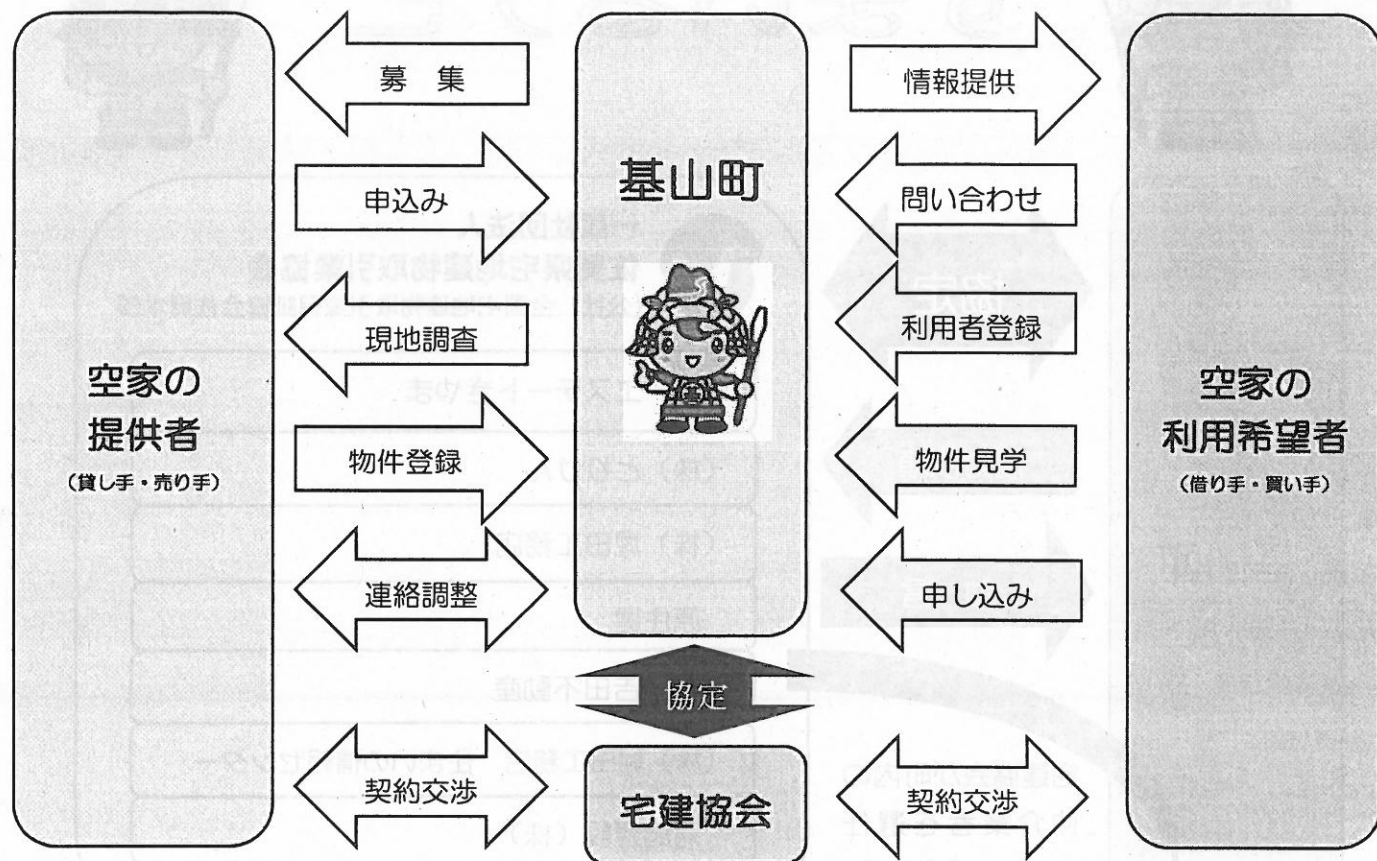
西日本新聞 平成28年10月15日号掲載



「移住・住みかえ支援機構」から基山町に届いた制度の認定書



すまいるナビ



※売買・賃貸の仲介（交渉・契約など）を町と協定を結んだ宅建協会に依頼します。

すまいるナビの流れ

○空家を提供していただける方
（貸し手・売り手）

- ① 役場へ問い合わせ
- ② すまいるナビへの物件登録
- ③ 現地調査（役場）
- ④ すまいるナビで空家情報を公表
- ⑤ 物件の管理（所有者）
- ⑥ 物件の交渉・契約（宅建協会が仲介）

○空家情報の提供を希望する方
（借り手・買い手）

- ① すまいるナビで空家情報閲覧
- ② 役場へ問い合わせ
- ③ すまいるナビへの利用者登録
- ④ 物件見学（役場立ち会い）
- ⑤ 物件の交渉・契約（宅建協会が仲介）



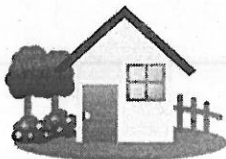
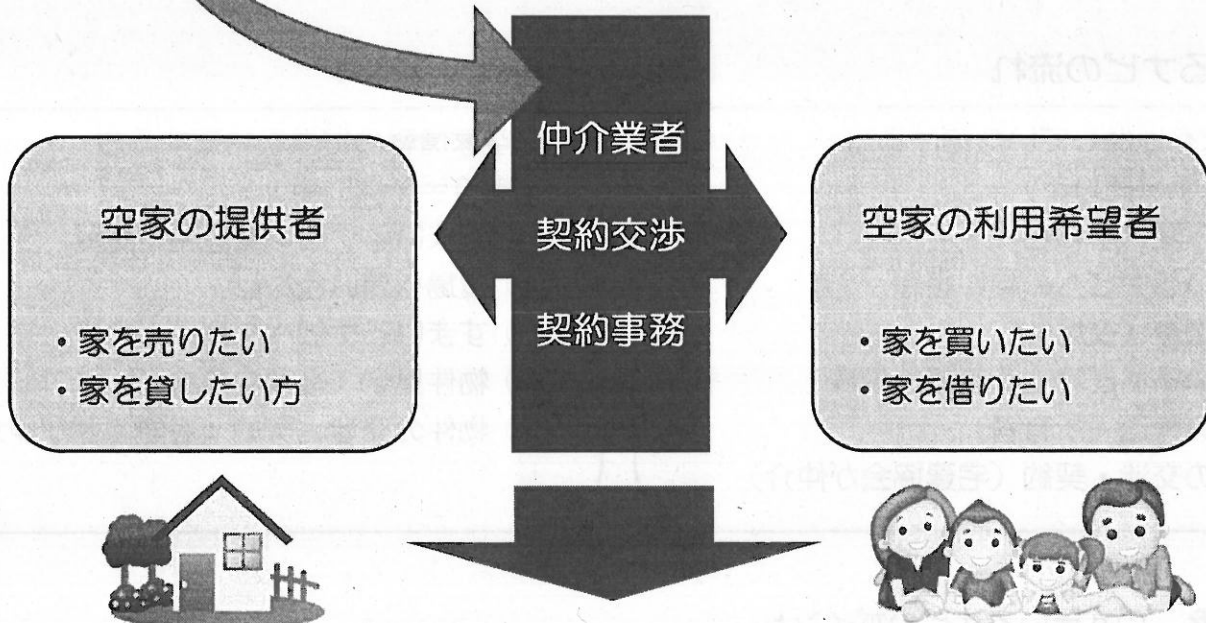
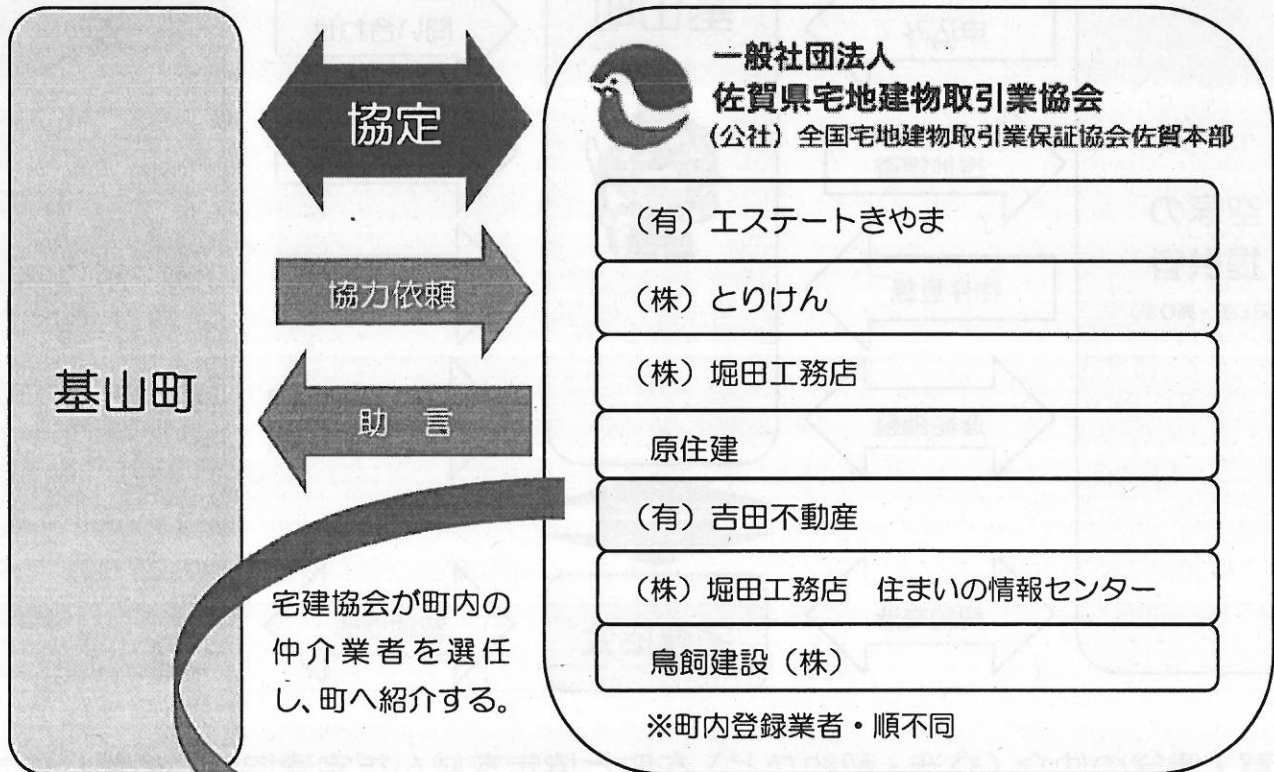
○すまいるナビのポイント

- ・物件登録、利用者登録からマッチングまで、役場が一体的にサポートします。
- ・契約、交渉は、町と協定を結んだ佐賀県宅建協会会員と行うため安心です。
（仲介手数料が必要です。）

お問合せ先：基山町役場 まちづくり課 定住促進室 0942-92-7920



すまいるナビ



契約成立・定住へ

基山町空家等情報登録制度による空家等の仲介に関する協定書

基山町（以下「甲」という。）と一般社団法人佐賀県宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）とは、基山町空家等情報登録制度実施要綱（平成 28 年告示第 104 号。以下「要綱」という。）第 2 条第 4 号の規定に基づき、基山町空家等情報登録制度（以下「すまいるナビ」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第 1 条 甲及び乙は、要綱に定める趣旨により、信義誠実の原則に立ち、この協定に基づき空家等に係る売買又は賃貸借の適正かつ円滑な推進を図るものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この協定書において「空家等の仲介」とは、要綱第 5 条に規定する登録者（以下「登録者」という。）の物件に対し、要綱第 8 条に規定する利用希望者（以下「利用希望者」という。）と当該物件の売買又は賃貸借の仲介を行うことをいう。

（業務執行体制の整備）

第 3 条 乙は、この協定書の業務に関し、次に掲げる業務執行体制の整備に努めるものとする。

- （1） 社会的信頼の確保と節度ある規律の確立
- （2） 取引の信頼性と安全性の確保

（仲介に係る協力の依頼）

第 4 条 甲は、すまいるナビ登録の申込みにより乙に対し空家等の仲介に係る協力を依頼し、又は依頼を中断し、若しくは終了するときは、基山町空家等情報登録制度の仲介に係る協力（中断・終了）依頼書により行うものとする。

（仲介の業務）

第 5 条 乙は、前条の規定により甲からすまいるナビの仲介に係る協力を依頼されたときは、登録者に連絡のうえ、空家等の状況を調査するとともに登録者と価格の設定等について協議するものとし、媒介契約を締結するものとする。

- 2 甲は、利用希望者が空家等の現地確認等を希望するときは、乙に連絡し、乙は速やかに利用登録者の希望する空家等の案内をするものとする。
- 3 乙は、利用希望者から交渉等の申込みがあったときは、登録者と連絡調整のうえ、仲介を行うものとする。

（交渉結果等の報告）

第 6 条 乙は、前条第 3 項の規定により申込みを受けた空家等の仲介に係る交渉結果について、空家等の仲介に係る交渉結果報告書により甲に報告するものとする。

(仲介の報酬)

第7条 空家等の仲介に係る報酬の額については、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第46条第1項の規定により定める額の範囲内とする。

(苦情又は紛争の処理)

第8条 この協定書に基づく業務に関して苦情又は紛争が発生した場合には、甲乙協議のうえ、処理するものとする。ただし、空家等の仲介に係る事項については、乙の責任において処理するものとする。

(協定書の解除)

第9条 甲又は乙は、この協定書に違反したときは催促しないで協定を解除できるものとする。
2 前項の規定によりこの協定書が解除され、乙に損害が発生した場合であっても甲はその賠償の責を負わない。

(その他)

第10条 この協定書に疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成28年9月6日

甲 佐賀県三養基郡基山町大字宮浦 666 番地

基山町

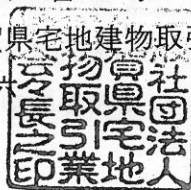
基山町長 松田 一也



乙 佐賀市神野東4丁目1番10号

一般社団法人 佐賀県宅地建物取引業協会

会長 伊藤 醇六



基山町告示第104号

基山町空家等情報登録制度実施要綱を次のように定める。

平成28年9月1日

基山町長 松田 一也

基山町空家等情報登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、基山町内の空家等（以下「空家等」という。）を有効活用することにより、基山町への定住を促進し、地域の活性化を図るため、基山町空家等情報登録制度（以下「すまいるナビ」という。）を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 基山町内に存する空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等及び居住の用に供する建物を建築できる土地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。
- (2) 所有者等 空家等に係る所有権その他の権利により当該空家等の賃貸及び売却を行うことができる者をいう。
- (3) すまいるナビ この要綱の定めるところにより、基山町への定住を目的として、空家等の売却又は賃貸を希望する所有者等から申込みを受けた情報を公開し、当該空家等の利用を希望する者に対し、当該情報を紹介する基山町空家等情報登録制度をいう。
- (4) 仲介業者 すまいるナビの運営について、町長が協定を締結する者をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、すまいるナビ以外による空家等の取引を規制するものではない。

(空家等の登録)

第4条 すまいるナビによる空家等の登録を希望する所有者等は、すまいるナビ登録申込書（様式第1号）にすまいるナビ登録カード（様式第2号）を添えて町長に提出しなければならない。ただし、民間事業者による売買、賃貸等を目的とするものを除く。

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を確認の上、適当であると認めたときはすまいるナビ登録台帳（以下「登録台帳」という。）に登録するものとする。

- 3 町長は、前項の規定により登録をしたときは、その旨をすまいるナビ登録完了通知書（様式第3号）により、当該申込者に通知するものとする。

（空家等に係る登録事項の変更）

第5条 前条第3項の規定により通知を受けた者（以下「登録者」という。）は、登録事項に変更があったときは、すまいるナビ登録事項変更届出書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（空家等の登録抹消）

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録台帳の登録を抹消することとする。ただし、第2号に該当することにより登録の抹消を受けた登録者は、改めて第4条第1項の規定による登録の申込みを行うことにより、再度登録をすることができる。

（1）登録者からすまいるナビ登録抹消届出書（様式第5号）が提出されたとき。

（2）空家等が登録台帳に登録された日の属する年度の翌年度の3月31日を経過したとき。

（3）前2号に掲げるもののほか、町長が登録台帳への登録が適当でないと認めるとき。

- 2 町長は、前項の規定により登録台帳の登録を抹消したときは、すまいるナビ登録抹消通知書（様式第6号）を登録者に通知するものとする。

（空家等の情報公開）

第7条 町長は、登録をした空家等の情報を町の広報紙・ホームページ等で公開するものとする。

（利用者の登録）

第8条 すまいるナビを利用し、空家等の紹介を受けようとする者（以下「利用希望者」という。）は、すまいるナビ利用申込書（様式第7号）及び誓約書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。ただし、あっせん及び仲介等を目的とした登録はできないものとする。

- 2 利用希望者は、町内に定住を目的として、空家等の購入又は賃借を希望し、かつ、地域住民と協調し、地域の活性化に寄与しようとする者でなければならない。

- 3 町長は、第1項の規定により利用の申込みがあったときは、その内容を確認の上、適当であると認めたときはすまいるナビ利用者台帳（以下「利用者台帳」という。）に登録するものとする。

- 4 町長は、前項の規定により登録をしたときは、その旨をすまいるナビ利用者登録完了通知書（様式第9号）により、当該利用希望者に通知するものとする。

（利用希望者に係る登録事項の変更）

第9条 利用希望者は、登録事項に変更があったときは、すまいるナビ利用者登録事項変更届出書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

（利用希望者の登録抹消）

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者台帳の登録を抹消するこ

ととする。ただし、第2号に該当することにより登録の抹消を受けた利用希望者は、改めて第8条第1項の規定による登録の申込みを行うことにより、再度登録をすることができる。

(1) 利用希望者からすまいるナビ利用者登録抹消届出書（様式第11号）が提出されたとき。

(2) 登録された日から2年を経過したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が利用者台帳への登録が適当でないと認めるとき。

2 町長は、前項の規定により利用者台帳の登録を抹消したときは、すまいるナビ利用者登録抹消通知書（様式第12号）を利用希望者に通知するものとする。

（登録者と利用希望者の交渉等）

第11条 登録者と利用希望者との空家等に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、仲介業者を介して行い、町長は直接これに関与しないものとする。

（情報の提供等）

第12条 町長は、必要に応じて、登録者、利用希望者及び仲介業者に対して、登録台帳又は利用者台帳に登録された情報を提供するものとする。

（個人情報の取扱い）

第13条 登録者、利用希望者及び仲介業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) すまいるナビから知り得る個人情報（以下「個人情報」という。）を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、加工及び利用をしないこと。

(2) 個人情報について、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずること。

(3) 保有の必要がなくなった個人情報について、速やかに廃棄し、又は消去するなど適切な措置を講ずること。

(4) 個人情報について、漏えい、毀損、滅失等の事実が発生した場合は、町長に速やかに報告し、その指示に従うこと。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

年 月 日

基山町長

様

申込者 住 所

氏 名

印

電話番号

すまいるナビ登録申込書

基山町空家等情報登録制度実施要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第 4 条第 1 項の規定により、すまいるナビへの登録を申し込みます。

- 1 契約交渉について、仲介業者に仲介等を依頼します。併せて、仲介業者への情報提供を承諾します。
- 2 登録内容は、別紙すまいるナビ登録カード（様式第 2 号）記載のとおりです。

注 1）登録をした空家等の維持管理は、所有者等が行ってください。

注 2）町では、情報提供や必要な連絡調整等を行います。が、「所有者等」と「利用希望者」間で行う物件の売買、賃貸借等に関する交渉、契約等に関しての仲介行為は行いません。仲介等は仲介業者が行います。なお、仲介等に係る費用については、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律 176 号）第 46 条第 1 項の規定による額となります。

注 3）基山町個人情報保護条例（平成 16 年条例第 6 号）の趣旨に基づき、申込みされた個人情報、本制度の目的以外に利用いたしません。

様式第2号（第4条関係）

すまいるナビ登録カード				物 件 登録番号		※ 第 号	
物件所在地							
売却・賃貸 の別		☐ 売却 希望売却価格 万円程度					
		☐ 賃貸 希望賃貸価格 万円程度／月額					
		※どちらでもよい場合は両方ともチェックして金額を記入ください					
物件の概要	面 積		構造		建築年	年建築（築 年）	
	土地	㎡		☐ 木造 ☐ 軽量鉄骨造		補修の要否	
	建物	1 階	㎡	☐ 鉄骨 ☐ 鉄筋コンクリート ☐ その他 ()	☐ 補修は不要		☐ 所有者負担
			坪		☐ 多少な補修必要		☐ 入居者負担
			㎡		☐ 大幅な補修必要		☐ その他
2 階	坪	☐ 現在補修中		()			
設備の状況	電 気	☐ 引込済 ☐ その他					
	ガ ス	☐ プロパン ☐ その他					
	風 呂	☐ ガス ☐ 灯油 ☐ 電気 ☐ その他 ()					
	水 道	☐ 上水道 ☐ 簡易水道 ☐ その他 ()					
	下水道	☐ 下水道 ☐ 浄化槽 ☐ その他 ()					
	便 所	☐ 水洗 ☐ 簡易水道 ☐ 汲み取り / ☐ 和式 ☐ 洋式					
	車 庫	☐ 有 (台分) ☐ 無					
	庭	☐ 有 (㎡) ☐ 無					
	物 置	☐ 有 (㎡) ☐ 無					
	その他						
利用状況	☐ 自ら居住		主要施設等までの距離				
	☐ 放置 (年)		☐ 町役場 (km) ☐ バス停 (km) ☐ 病院 (km)				
	☐ 別荘		☐ スーパー (km) ☐ 保育園 (km) ☐ 小学校 (km)				
	☐ その他 ()		☐ 中学校 (km) ☐ その他 () (km)				
特記事項							
都市計画法	線引き	☐ 市街化区域 ☐ 市街化調整区域					
	用途区域						
受付日	年 月 日			現地確認日	年 月 日		
登録日	年 月 日			有効期限	年 月 日		
登録抹消日	年 月 日 ☐ 契約成立 ☐ 登録抹消 ☐ その他 ()						

九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八	四十九	五十	五十一	五十二	五十三	五十四	五十五	五十六	五十七	五十八	五十九	六十	六十一	六十二	六十三	六十四	六十五	六十六	六十七	六十八	六十九	七十	七十一	七十二	七十三	七十四	七十五	七十六	七十七	七十八	七十九	八十	八十一	八十二	八十三	八十四	八十五	八十六	八十七	八十八	八十九	九十	九十一	九十二	九十三	九十四	九十五	九十六	九十七	九十八	九十九	一百
---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----

第一册	第二册	第三册	第四册	第五册	第六册	第七册	第八册	第九册	第十册	第十一册	第十二册	第十三册	第十四册	第十五册	第十六册	第十七册	第十八册	第十九册	第二十册	第二十一册	第二十二册	第二十三册	第二十四册	第二十五册	第二十六册	第二十七册	第二十八册	第二十九册	第三十册	第三十一册	第三十二册	第三十三册	第三十四册	第三十五册	第三十六册	第三十七册	第三十八册	第三十九册	第四十册	第四十一册	第四十二册	第四十三册	第四十四册	第四十五册	第四十六册	第四十七册	第四十八册	第四十九册	第五十册	第五十一册	第五十二册	第五十三册	第五十四册	第五十五册	第五十六册	第五十七册	第五十八册	第五十九册	第六十册	第六十一册	第六十二册	第六十三册	第六十四册	第六十五册	第六十六册	第六十七册	第六十八册	第六十九册	第七十册	第七十一册	第七十二册	第七十三册	第七十四册	第七十五册	第七十六册	第七十七册	第七十八册	第七十九册	第八十册	第八十一册	第八十二册	第八十三册	第八十四册	第八十五册	第八十六册	第八十七册	第八十八册	第八十九册	第九十册	第九十一册	第九十二册	第九十三册	第九十四册	第九十五册	第九十六册	第九十七册	第九十八册	第九十九册	第一百册
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------

様式第3号（第4条関係）

第 号
年 月 日

申込者 様

基山町長

印

すまいるナビ登録完了通知書

年 月 日付けで提出のあったすまいるナビへの登録申込みについて、登録を完了しましたので、基山町空家等情報登録制度実施要綱第4条第3項の規定により通知します。

記

1 物件登録番号 第 号

2 登 録 者 様

3 登 録 日 年 月 日

4 有 効 期 限 年 月 日

※ 登録内容に変更等が生じた場合は、速やかに手続を行ってください。

年 月 日

基山町長

様

申込者 住 所

氏 名

印

電話番号

すまいるナビ登録事項変更届出書

すまいるナビの登録事項に変更があったので、基山空家等情報登録制度実施要綱第5条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

1 物件登録番号 第 号

2 変更内容 様式第2号による

※ 登録変更の場合は、様式第2号へ登録番号及び変更箇所を記載し、提出してください。

年 月 日

基山町長

様

申込者 住 所

氏 名

印

電話番号

すまいるナビ登録抹消届出書

すまいるナビの登録を抹消したいので、基山町空家等情報登録制度実施要綱第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

1 物件登録番号 第 号

2 抹 消 理 由

☐ すまいるナビ等で（売買・賃貸借）の契約が成立したため

契約相手の利用者登録番号 第 号

☐ その他

様式第 6 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

申込者 様

基山町長

印

すまいるナビ登録抹消通知書

年 月 日付けで提出のあったすまいるナビへの登録抹消について、登録を抹消しましたので、基山町空家等情報登録制度実施要綱第 6 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 物件登録番号 第 号

2 抹 消 日 年 月 日

様式第 7 号（第 8 条関係）

年 月 日

基山町長

様

申込者 住 所

氏 名

印

電話番号

すまいるナビ利用申込書

基山町空家等情報登録制度実施要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第 8 条第 1 項の規定により、すまいるナビへの利用登録を申し込みます。

申込者	住 所					
	氏 名					
	固定電話番号		携帯電話番号			
	F A X 番 号					
申込者の同居予定者	氏 名	生年月日	年 齢	続 柄	職 業 等	
希望する空家情報等	希望する空家等の状況					
	売買・賃貸及びその希望価格	☐ 売買 希望購入価格		万円程度		
		☐ 賃貸 希望賃借価格		万円程度／月額		
		※どちらでもよい場合は両方ともチェックして金額を記入ください				
	すまいるナビの利用を希望した理由					

誓 約 書

基山町長

様

私は、すまいるナビの利用希望者登録の申し込みにあたり、登録した情報を空家等の登録者及び仲介業者に対して情報公開することを承認し、基山町空家等情報登録制度実施要綱第 8 条第 2 項に規定する要件を満たす者であること、この制度で得た情報については、私自身が利用目的に沿って利用し、決して他の目的では利用しないことを誓約します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

注 1）町では、情報提供や必要な連絡調整等を行います。が、「所有者等」と「利用希望者」間で行う物件の売買、賃貸借等に関する交渉、契約等に関しての仲介行為は行いません。仲介等は仲介業者が行います。なお、仲介等に係る費用については、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律 176 号）第 46 条第 1 項の規定による額となります。

注 2）基山町個人情報保護条例（平成 16 年条例第 6 号）の趣旨に基づき、申込みされた個人情報、本制度の目的以外に利用いたしません。

様式第 9 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

申込者 様

基山町長 印

すまいるナビ利用者登録完了通知書

年 月 日付けで提出のあったすまいるナビへの利用者登録申込みにつ
いて、登録を完了しましたので、基山町空家等情報登録制度実施要綱第 8 条第 4 項の規定
により通知します。

記

1 利用者登録番号 第 号

2 登 録 者 様

3 登 録 日 年 月 日

4 有 効 期 限 年 月 日

※ 登録内容に変更等が生じた場合は、速やかに手続を行ってください。

年 月 日

基山町長

様

申込者 住 所
氏 名
電話番号

印

すまいるナビ利用者登録事項変更届出書

すまいるナビの利用者登録事項に変更があったので、基山町空家等情報登録制度実施要綱第 9 条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

- 1 利用者登録番号 第 号
- 2 変 更 内 容 様式第 7 号による

※ 登録変更の場合は、様式第 7 号へ登録番号及び変更箇所を記載し提出してください。

年 月 日

基山町長

様

申込者 住 所

氏 名

印

電話番号

すまいるナビ利用者登録抹消届出書

すまいるナビの利用者登録を抹消したいので、基山町空家等情報登録制度実施要綱第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

1 利用者登録番号 第 号

2 抹 消 理 由

☐すまいるナビ等で（売買・賃貸借）の契約が成立したため

契約相手の物件登録番号 第 号

☐その他

様式第 12 号（第 10 条関係）

第 号
年 月 日

申込者 様

基山町長 印

すまいるナビ利用者登録抹消通知書

年 月 日付けで提出のあったすまいるナビへの利用者登録抹消について、登録を抹消しましたので、基山町空家等情報登録制度実施要綱第 10 条第 2 項の規定により通知します。

記

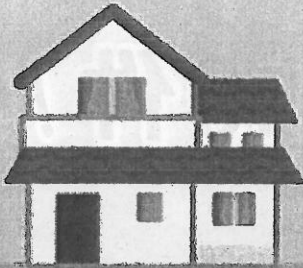
1 利用者登録番号 第 号

2 抹 消 日 年 月 日

基山定住サプライズプロジェクト

アイが大きい♪

子育て・若者世帯の 住宅取得補助金



第1弾は…先着30件!!

補助対象（一部抜粋）

- ✓ 基山町に定住の意思のある町内外の子育て・若者世帯
- ✓ 中学生以下の子どもがいる世帯又は、申請者もしくは配偶者のいずれかが40歳に到達していない世帯で、基山町内に新たに住宅を購入（中古可）された世帯 など

補助金額

- ✓ 住宅取得に対して、一律30万円
- ✓ 町外居住者加算 10万円
- ✓ 町内業者利用加算 10万円

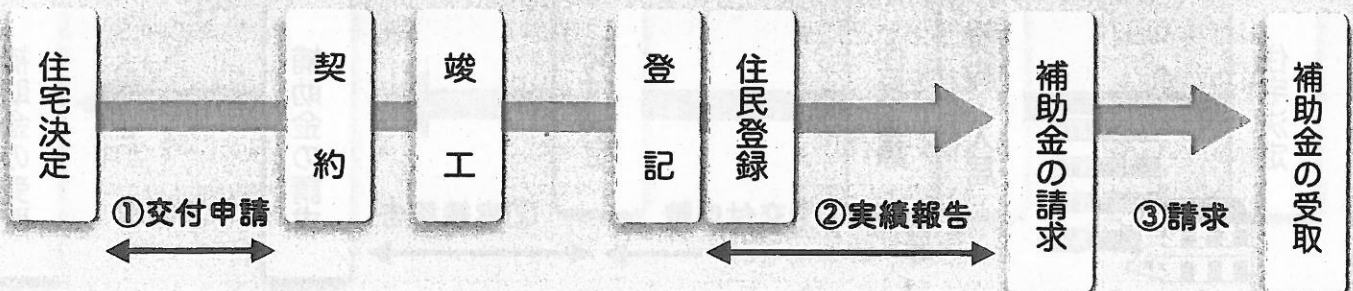
例：町外に居住している対象世帯が、町内業者から住宅を購入し、町内に定住した場合…

最大50万円補助！

※これから家を新たに取得する場合が対象となります。

すでに取得済みや現在建築中など、売買契約が完了している方は補助金の対象にはなりません。

子育て・若者世帯の住宅取得補助金 補助までの流れ



アイが大きいポイント 補助金受取までは3ステップ♪

第1弾は先着30件！ 8月1日受付開始！

基山定住サプライズプロジェクト

アイが大きい♪

新婚世帯家賃補助金



第1弾は…先着50件!!

補助対象（一部抜粋）

- ✓ 平成 27 年 7 月 1 日以降に婚姻し、補助金申請日が婚姻日から 1 年以内の世帯
- ✓ 申請者もしくは配偶者のいずれかが 40 歳に到達していない世帯
- ✓ 町内の民間賃貸住宅に契約入居し、夫婦ともに住民登録を行い居住していること など

補助金額

月 1 万円補助！

（交付期間：最長 12 か月）

ポイント

過去 1 年以内に婚姻の届け出を
された方は、対象になるかも♪

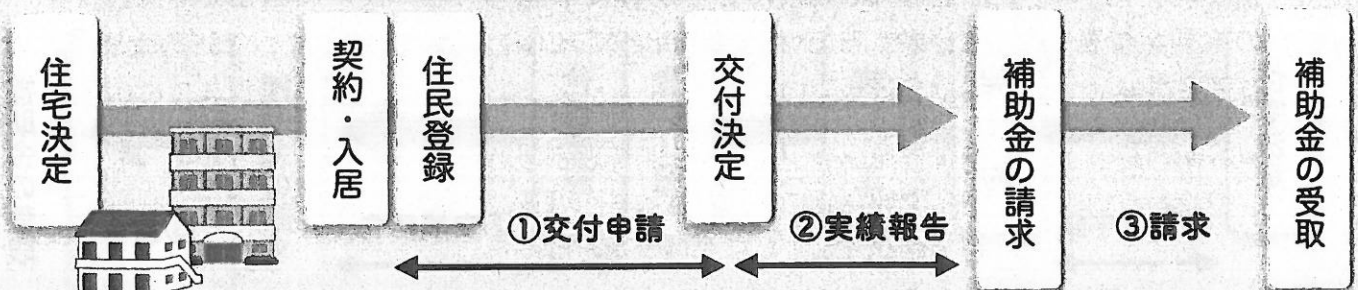


※補助金のお支払いは 11 月と 5 月の年 2 回となります。

※民間賃貸住宅に住む、婚姻日から 1 年以内の新婚世帯が対象となります。

※平成 27 年 6 月 30 日以前に婚姻された方は対象外となります。

新婚世帯家賃補助金 補助までの流れ



アイが大きいポイント 補助金受取までは 3 ステップ♪

第1弾は先着50件！ 8月1日受付開始！



JTI マイホーム借上げ制度

取扱認定書

基山町 まちづくり課 定住促進室 御中

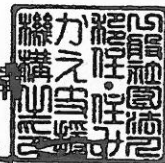
『J T I マイホーム借上げ制度
認定講習』を修了したことを
ここに証します。

平成 28 年 10 月 1 日

一般社団法人
移住・住みかえ支援機構

代表理事

大垣 尚司



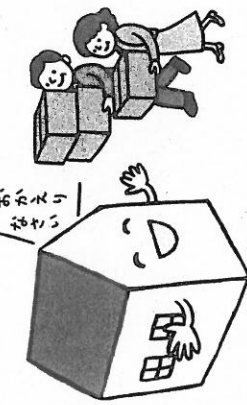
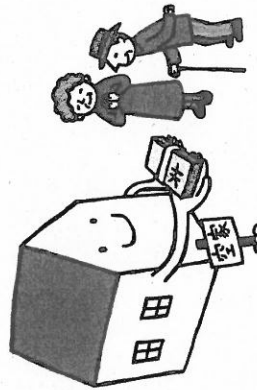
住まなくなった家は「マイホーム借上げ制度」でしっかり活用。 賃料保証で終身借上げだから安心です。

一般社団法人 移住・住みかえ支援機構(JTI)の「マイホーム借上げ制度」は、シニアの皆さま(50歳以上)のマイホームを最長で終身にわたって借上げて転賃し、安定した賃料収入を保証するものです。これにより自宅を売却することなく、住みかえや老後の資金として活用することができます。

「マイホーム借上げ制度」の特長

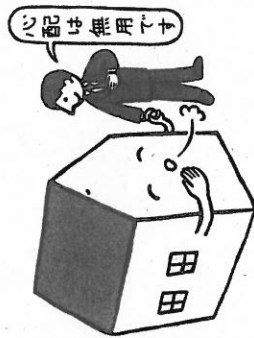
借り手のいない空室時も
賃料を保証。
しかも終身まで借上げます。

制度申し込み後、1人目の入居者が決定以降は、空室が発生しても規定の賃料を保証します(査定賃料下限の85%)。空室時の賃料保証に関しては、JTIの内部準備金をこれに充てますが、万一資金不足になった場合に備えて、国の基金も用意されているので安心です。



入居者とは
3年の定期借家契約だから
再び家に戻ることもできます。

3年毎に契約が終了する定期借家契約を活用しているため安心。賃借人が居座ったり、立ち退き料を請求されることはありません。契約を更新しなければ、マイホームに戻ることもできます。売却することもできます。



JTIが制度利用者に代わり
責任を持って転賃します。

JTIが借上げて転賃するので、一般の賃貸のように家のオーナーが賃借人と直接関わることはありません。家賃の未払い、家の不適切な使用など、賃借人とのトラブルの心配は無用です。

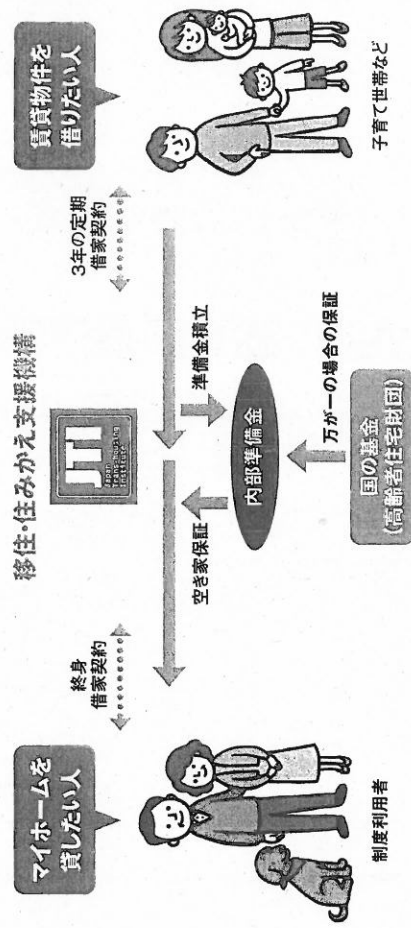
ご利用の条件

- 日本国内にある住宅をお持ちの50歳以上の方
- 住宅に一定の耐震性が確保されていること

※その他諸条件により、制度の利用をお断りする場合があります。詳しくはJTIにお問い合わせください。

「マイホーム借上げ制度」のしくみ

皆さまの家が社会の財産として活用されます



制度利用者(オーナー)のメリット

- 空室時も安定した賃料収入が見込めます
- 万が一に備え、国の基金があるから安心
- 3年毎の契約見直しで、マイホームに戻れることも可能
- JTIに登録されたハウジングライフ(住生活)プランナーが、しっかりサポート

子育て世帯など家を借りる人のメリット

- 良質な住宅を、相場より安い家賃で借りられます
- 敷金や礼金が必要ありません(契約時の仲介手数料などは必要となります)
- 壁紙など一定の改修が可能です(オーナーの了承が必要となります)
- 3年毎の再契約は優先して再契約することができます

制度の詳細はJTIのホームページをご覧ください
<http://www.jt-i.jp>

